

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○住民の皆様を送付している 身分証明書となる
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」
(おもて面) (個人番号カード) (おもて面)



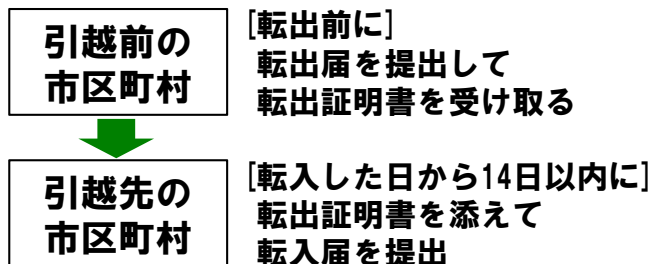
これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！
(法律上の義務です)

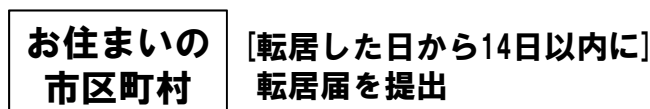
入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届等)

◎他の市区町村に転出・転入される場合



◎同一の市区町村内で転居される場合



◆マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問合せください。

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)